

## 別紙

### 平成30年度の法人指導監査における監査の重点事項について

平成30年度の法人指導監査を実施するにあたり、京都府においては下記の項目を重点事項とする。

#### 記

#### 1 経営組織のガバナンスの強化（牽制機能の発揮）

##### （1）評議員、評議員会による牽制機能

###### ア 評議員の選任

評議員として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか  
（法40条、審査基準第3）

###### イ 評議員会への出席

評議員会の欠席が多い評議員はいないか（審査基準第3）

##### （2）理事、理事会による牽制機能

###### ア 理事の選任

理事として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか  
（法44条、審査基準第3）

###### イ 理事会への出席

理事会の欠席が多い理事はいないか（審査基準第3）

###### ウ 理事会での決議

理事会は果たすべき職務・決議（例：法人の業務執行の決定、多額の借財の決定等）を行っているか（法45の13）

###### エ 理事会での理事長、業務執行理事の報告の実施

定められた回数、報告すべき事項が報告されているか（法45の16）

##### （3）監事による牽制機能

###### ア 監事の選任

監事として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか  
（法44条、審査基準第3）

###### イ 理事会への出席

理事会の欠席が多い監事はいないか（法45条の18、審査基準第3）

###### ウ 理事の職務の確認、理事会での意見

理事、理事会が果たすべき職務・決議（例：法人の業務執行の決定、多額の借財の決定、理事長等の報告等）を行っていない場合、意見を述べているか（法45条の18）

###### エ 監事監査の適切な実施

事業報告及び計算書類に関する監査を適切に実施しているか（法45条の18、法45条の28）

2 事業運営の透明性の向上（国民一般への公表）

(1) 書類の備置き及び閲覧

必要な書類が備置かれ、適切に閲覧できるか

ア 定款（法 34 の 2）

イ 計算書類等、財産目録等（法 45 条の 32、法 45 条の 34）

(2) 情報の公表

公表すべき情報がインターネットで公表されているか（法 59 条の 2）

3 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理の確保）

(1) 現金の取扱い、会計処理

ア 預金残高の突合

イ 小口現金の取扱い、牽制機能 }（徹底通知 5（3）ア）

ウ 施設寄附金及び預り金の保管、処理（徹底通知 5（4）エ）  
経理規程が遵守されているかで指摘する。

(2) 入札・契約の適正な執行

ア 法人印、代表者印の管理など（牽制機能）

イ 理事長専決事項の範囲（経理規程）

ウ 随意契約の妥当性

}（入札通知、徹底通知 5（6）エ）

(3) 計算関係書類の作成

ア 附属明細書（会計省令第 30 条）

イ 注記に記載すべき事項（会計省令第 29 条）

(4) 資産の管理

ア 基本財産の管理（会計省令第 29 条第 1 項第 6 号、第 30 条第 2 項第 8 号）

（ア）全ての基本財産を定款に記載し、事実と内容が一致しているか。

（イ）財産目録と注記で額が一致しているか。

（ウ）財産目録と附属明細書で額が一致しているか。

※注記・・・基本財産の増減の内容及び金額の当期末残高

附属明細書・・・基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書の期末帳簿価額（基本財産の欄の合計）の数値を見る。

イ 基本財産の処分等への対応

必要な手続きを経ているか（審査基準第 2、3（1））

ウ 多額の借財について

（ア）理事会の決議を受けているか。（法 45 条の 13 第 4 項第 2 号）

（イ）多額にあたる額の定めがあるか。定めがない場合は全ての借財について理事会の決議が必要

4 財務規律の強化（社会福祉事業等への計画的な再投資）

社会福祉充実計画に定める事業が計画に基づき実施されているか（法 55 条の 2）